

令和6年6月7日

京都府監査委員 四 方 源太郎  
 同 田 中 美貴子  
 同 森 敏 行  
 同 橋 本 幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

広域振興局

(1) 乙訓保健所

(指摘)

補助金を過大に交付していたもの

(措置の内容)

監査終了後、事業者に対して正当な補助金実績報告書の提出を求め、額の確定を行い、令和6年1月に過大に交付していた補助金の返還を受けた。また、所属内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図り、同様の事例がないことを確認した。

今後は複数の職員が制度概要、事業内容を理解し、補助金交付申請書記載内容と証拠書類との整合を含め、複数チェックを実施することとした。

(2) 南丹土木事務所

(指摘)

委託料を過大に支払っていたもの

(措置の内容)

過払い金について、事業者に対して説明を行い、令和5年10月に過大に支払った委託料の返還を受けた。また、監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図り、同様の事例がないことを確認した。

今後は、積算内容のチェックにおいて、複数人で確認する体制を徹底することとした。

(3) 丹後広域振興局

(指摘)

不動産取得税の課税を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、課内職員に指摘事項を周知するとともに相手方に経緯を説明した上で謝罪し、過誤徴収した不動産取得税の課税を取り消し、令和5年11月に還付した。さらに、同様の事例がないか過去5年間について点検し、該当事案のないことを確認した。

今後の事務処理においては、複数職員により調査票審査時の内容確認を一層厳密に実施するとともに、調定決議書の決裁時においても入念な確認を徹底し、再発防止を図ることとした。

---

監 査 委 員

---

6年監査公表第3号

令和5年度に執行した監査の結果（令和5年11月30日の監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。